

個人市県民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、令和6年度分個人市県民税の定額減税が実施されることとなりました。

対象となる方

○ 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人市県民税の納税義務者

※ただし、以下に該当する方は対象となりません。

- ・個人市県民税が非課税
- ・個人市県民税均等割、森林環境税（国税）のみ課税

減 税 額

○ 本人、配偶者を含む扶養親族（国外居住者を除く） 1人につき、1万円

※同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人市県民税において1万円の定額減税が行われます。

実施方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。
- (注) 定額減税が適用されない方は通常通り6月分からの徴収方法となります。



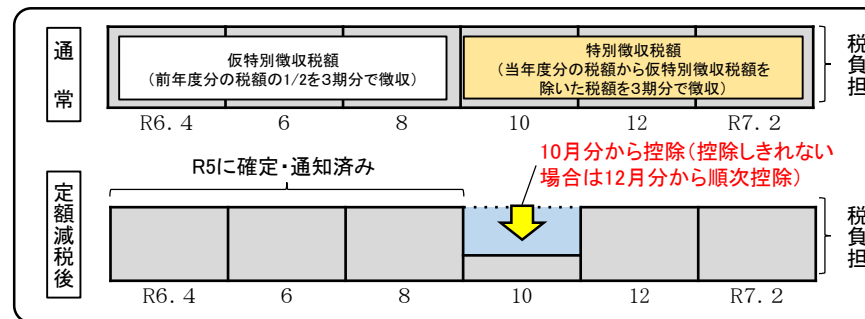
②普通徴収（事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- 減税額については、納税通知書又は特別徴収税額通知書に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)